

2025年度 生活に関するきまりと心得

金沢市立鳴和中学校

★なぜ学校生活にきまりがあるのだろうか？

- 1. 一般社会には、人々が安全で安心して生活が送れるために、守るべき法律やルールがあります。学校は、小さな社会の一つです。学校生活のきまりは、皆が安全で、生徒一人ひとりがのびのびと安心して楽しく学校生活を送るためにあります。
- 2. 中学生は、友達や自分の置かれている環境に大きな影響を受けます。落ち着いた環境のなかで生活できれば、健全な心もち、学習活動や部活動などといった様々な活動で大きな成果を生むことができます。きまりを守ることが、個々の力を伸ばす環境の土台づくりになるのです。
- 3. これからの社会生活を送っていくうえできまりを守るとは、公私の区別をつけ、基本的な生活習慣を身につけるために必要なのです。

中学校の3年間は、身体的、精神的に大きく成長を遂げる時期です。この時期にルールを守り、身だしなみを整え、制服を正しく着こなすことは、きちんとした大人になるために必要なことです。鳴和中学校での生活の中で、自分を更に成長させ、常識と自信を持った大人になるための一歩をしっかりと刻んでいきましょう。

1. 服装・頭髪に関するきまり

(1) 服装について

		Aタイプ	Bタイプ
冬 季	制 服	標準型の制服を正しく着用する。詰め襟のカラー部分には、ラウンドトリムカラータイプか白カラー取り付けタイプのどちらでもかまわない。 襟に校章（右襟）・組章（左襟）をつける。	標準型のセーラー服（本校指定）にネクタイ（本校指定）をつけ、正しく着用する。 台紙（フェルト）に校章・組章つけたものを左胸につける。
	制服の下に着るもの	白色のカッターシャツを着用する。 ※冬期間の防寒対策として、カッターシャツの上に白・黒・紺・グレー色の無地のトレーナーやセーターを着用しても良い。ワンポイント程度のデザインは可。	セーラーズニット等のシャツを着用する。 ※冬期間の防寒対策として、白・黒・紺・グレー色の無地のトレーナーやセーターを着用しても良い。
夏 季	制 服	白色の半袖カッターシャツや開襟シャツを着用する。（校章のプリントされているものを着用すること。）	白色の半袖セーラー服を着用する。 （左胸に校章のプリントされているものを着用すること。）
年 間 共 通	靴 下	白・黒・紺・グレー色で無地またはワンポイントのものを着用する。 ※スニーカーソックスやルーズソックス類は着用禁止。 ※基準の長さは、くるぶしがしっかりと隠れる長さのもの。	
	インナー シャツ	白・黒・紺・グレー色で無地またはワンポイントのものを着用する。	

(2) 制服の着こなし方

A タ イ プ	・制服の上着には鳴和中指定のボタンを装着し、胸ボタンを正しく留める。 ・ズボンは、腰の上部で黒色のベルトでしっかりと留める。 ・カッターシャツの胸ボタンをしっかりと留める。 ただし、首回りが苦しい場合は、第1ボタンを外しても良い。 ・カッターシャツの袖ボタンをしっかりと留める。
B タ イ プ	・袖ボタンや脇のホックをしっかりと留める。 ・スカートは膝が隠れる長さのものを着用する。 ・スカート丈を短くしたり、ウエスト部分を折り曲げたりしない。 ・ネクタイを胸元でつける。

(3) 校章・組章

- ・Aタイプの冬服は標準学生服の右襟に校章を、左襟に組章をつける。Bタイプの冬服には、台紙（フェルト）に校章（上部）・組章（下部）をつけ、それを安全ピンで指定学生服の左胸につける。
- ・夏服については、白色の半袖カッターシャツや開襟シャツ、白色の半袖セーラー服の左胸に校章（アイロンプリント）をつける。

(4) ネーム

- ・胸ポケットに学年色のネームをつける。ネームを忘れた場合や破損した場合は、朝礼までに担任の先生から予備のネームを借りて使用し、終礼後に必ず返す。

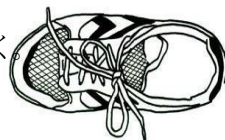
(5) 防寒用の服装について

- ・防寒用で耐水性があり、高価で華美でないウインドブレーカー、レインコート、オーバーコートなどを上着として着用してもよい。各部活動で購入した防寒着を着用しても構わない。
- ※防寒具のお知らせについては、10月頃に別途お知らせします。

(6) 内履き

黒色ではっきりとかかとに姓だけ記入する

- ・指定されたものを正しく履く。
- ・記名は黒で、かかとの方に漢字で姓を「(例) 金沢」などと書く
- ・かかとを踏みつけた履き方をしない。



(7) 通学用外履き

- ・指定されたものを正しく履く。（各自わかるように記名する）
体育時の外履きは、通学用シューズを使用する。
 - ・積雪時等の靴は、高価や華美でなく、耐水性があるものとする。長靴や滑り止め機能のあるスノトレ、ブーツを履いても構わない。
- ※11月頃に学校の推奨品を展示し、販売します

(8) 頭髪

- ・学習に支障がない髪型にする。
- ・社会通念に基づいた髪型にする。
- ・前髪は、目にかからない程度の長さにする。
- ・前髪、横髪、後ろ髪が長い場合は、黒、紺、茶色のゴムやヘアピンでとめること。

(9) その他

- ・頭髪に関しては整髪料をつける、髪の毛を染める、脱色する、パーマをかけるといった頭髪を加工することは認めない。眉毛を細くする、爪を加工する、ピアスの穴をあける、化粧をする等といった身なりを加工する行為についても認めない。

2. 校内生活に関するきまり

- (1) 欠席、遅刻、早退時は必ず、保護者が学校へ連絡する。
- (2) 8時5分までに登校し、8時10分には全員教室で着席を完了する。
- (3) 一度登校したら無断で校外に出ない。
- (4) 非常時以外は、ベランダや非常階段には出ない。
- (5) 休憩時間や放課後等に、他の教室への出入りをしない。
- (6) 昼食時はマナーを守り、時間が終わるまで立ち歩かない。
- (7) 学用品は家庭学習で必要なものは持ち帰る。
- (8) 学用品等はカバンに入れ、入らないときはサブバッグに入れてくる。
- (9) 放課後、活動終了後は、速やかに下校する。
- (10) 授業やその他の教育活動に不必要な物や、余分なお金は持ってこない。お金を持ってきた場合は、必ず担任や部活動顧問等に預ける。
- (11) 友達同士で学用品や金銭の貸し借りはしない。
- (12) 友達同士での品物の売り買いはしない。
- (13) 夜間や休日に用事があり、学校に来る場合は制服や体操服、部活動の服装で来る。

3. 掃除に関するきまり

- (1) 雑巾は一人1枚用意する。(記名)
- (2) 時間いっぱい清掃を行い、時間が終わるまで掃除区域を離れない。
- (3) 他の掃除区域へは行かない。

4. 校外生活の心得

- (1) 学校から帰るときは、寄り道(店や友人の家)をしない。
- (2) 外出するときは、「行き先、用件、同伴者、帰宅予定時刻」を家の人に告げる。
- (3) 万引きや乗物盗、飲酒、喫煙などのほか、法に触れる行為をしない。
- (4) 友達の家での外泊はしない。深夜の外出をしない。
- (5) 個人または友人同士で、ゲームセンター、カラオケボックス、アミューズメントコーナー、映画館、飲食店、コンサート等の催し物、繁華街への出入りは控える。※校区内の映画館は対象外とする。
- (6) 携帯電話やスマートフォン、パソコンなどの情報機器の使用については、家の人と約束した時間内にとどめること。また、「SNS」などにアクセスしたり、他人を誹謗中傷するメールや迷惑メールを送ったりしない。
- (7) 不審者や変質者を目撃した場合は、すぐに警察と学校に連絡する。また、被害に遭いそうになった場合は、大声で助けを求め、近くの「子ども110番の家」や近くの民家などに助けを求める。

5. 交通に関するきまり

- (1) 交通ルールやマナーを守り、身の安全を図ること。信号無視は、絶対にしない。
- (2) 他の通行者の妨げにならないように、歩道や幹線道路を歩く。
- (3) 登下校中に立ち止まり話し込んだり、座り込んだりしない。
- (4) 自転車通学については、以下のことを守る。
 - ・ 保険に必ず加入すること(義務)(金沢市の条例より)
 - ・ ヘルメットを着用すること(金沢市の条例より)
 - ・ 二人乗り、無灯火運転、傘さし運転などの危険な乗り方はしない。
 - ・ 2台以上、横に並んで走らない。
 - ・ 降雪時・積雪時・凍結時あるいはそれらが予想される場合、自転車通学は禁止する。

※自転車通学に関するきまり(通学経路、許可条件、手続き方法など)は、別途定める。
自転車通学のルールを守らない場合は、自転車通学の許可を取り消すことがある。